

予算決算審査委員会報告書

平成27年12月14日

備前市議会議長 田 口 健 作 殿

委員長 守 井 秀 龍

平成27年12月14日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	審査結果	少数意見
議案第131号 平成27年度備前市一般会計補正予算（第5号）	修正可決	なし

《 委員会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
議案第131号の審査	2
閉会	22

予算決算審査委員会記録

招集日時	平成27年12月14日（月）	午前9時30分		
開議・閉議	午前9時31分	開会 ～	午前11時13分	閉会
場所・形態	委員会室A・B	会期中(第6回定例会)の開催		
出席委員	委員長	守井秀龍	副委員長	石原和人
	委員	山本恒道		田原隆雄
		尾川直行		鵜川晃匠
		橋本逸夫		津島 誠
		掛谷 繁		川崎輝通
		立川 茂		西上徳一
		山本 成		森本洋子
		星野和也		
欠席委員	なし			
遅参委員	なし			
早退委員	なし			
列席者等	議長	田口健作		
	参考人	なし		
説明員	市長室長	有吉隆之	総合政策部長	藤原一徳
	市民生活部長	藤原弘章	保健福祉部長 兼福祉事務所長	大西武志
	まちづくり部長	高橋昌弘	教育部長	谷本隆二
	日生総合支所長	星尾靖行	吉永総合支所長	高山豊彰
傍聴者	報道関係	なし		
	一般傍聴	なし		
審査記録	次のとおり			

午前9時31分 開会

○守井委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席は全員です。定足数に達しておりますので、これより予算決算審査委員会を開会いたします。

谷本部長から訂正の申し出がございますので、発言のほうよろしくお願いたします。

○谷本教育部長 せんだっての厚生文教分科会の席上で、40ページのその他、3,512万1,000円のうち3,500万円がふるさと納税分で、その分について残りの一般財源が幾らになったのかという御質問を星野委員からお受けしていました。その際、9月補正で4,500万円、11月補正で3,500万円ということで答弁させていただいていましたが、正しくは、9月補正で4,550万円、今回3,500万円、合計8,050万円がふるさと納税分の財源ということになります。工事費合計が1億1,886万円ですので、一般財源は差し引き3,836万円ということになります。

○守井委員長 それから、お手元に資料が参っておりますので、資料の説明をお願いします。

○藤原市民生活部長 まず、さきの厚生文教分科会での日生温水プール開設準備に関する費用、委託料、備品購入ということで内訳書を提出していますので、そこへ詳細なものを書き上げているので、ごらんいただきたいと思います。

もう一点は、皆様御視察いただきました備前市総合運動公園会場図ということで、観客対策の計画図というような形で図面を配付させていただいています。御存じのとおり、来年度28年度にインターハイがございまして、そのための観客対策ということでの今補正予算で2,650万円、一番上のほうへ、北サブテニスコート、今回の工事提案箇所、3段から4段で最低500人ぐらいのものを収容するためということで書かせていただいています。

ここには、北に14面、南に12面、それからセンターコートということで合わせて27面のコート、岡山県のテニスセンターであります。Aブロック、Bブロック、Cブロック、それから南の一番下が練習会場というふうにテニスコートを割り振っています。これについては、個人戦、団体戦ということで試合が組まれると思いますが、28年度のメインでの試合を消化する場所としては、今までの競技あるいは観客の誘導から北サブテニスコートということで県の高体連及び県との協議が調っていますので、Aブロック、Bブロック、Cブロックというふうな、主にそこで個人戦、団体戦の試合をするということで、今度常設ということで上げさせていただいているところへ大体500人程度、それからその下のBブロックの真ん中のところへ仮設スタンドを3段ほどで、北向きですね、ですから両方向かい合わせて応援合戦とか、13から19のテニスコートで試合をするときの観客用として500プラス470、ですから970のBブロックの人数を想定しています。それから、Cブロック、真ん中で今度はこっち側へ向く、半分の下ですけど、それを470、それから立ち見段260としています。ここへは立ち見の席を安全なように1段これも設け、これが260、合わせてCブロックで730、1,800人、2,000弱ぐらいの観客を収容できるというふうな形で考えています。南のほうは、立ち見段200、そ

れから今常設スタンドが真ん中にありますが、これを北向きで500と見て、700人ほどの収容と、Aブロックのところですね、そういう形で考えています。

県のほうからも2,000から2,500の、多いほどよいということですが、3,000弱ぐらいの観客対応、スタンドをしていただければということで高体連や県からも要望があるということで申し入れ等あるので、安全面、それから大会の運営等含めて、観客数1日6,000から1万ぐらいを見込んでいますが、応援合戦等含めてこのスタンドを計画しているということです。

○守井委員長 それでは、議案第131号平成27年度備前市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

本案については、各分科会においてその審査が終了していますので、これより各分科会からの報告を行います。

まず、総務産業分科会の審査報告を願います。

○田原委員 当分科会は、12月7日及び12月9日にそれぞれ行いました。また、12月7日には、先ほど説明もありましたが、備前市運動公園の工事予定現場を現地視察しました。

それでは、審査内容を簡単に説明させていただきます。

まず、12月7日の市長室、総合政策部関係ですが、歳入のうち14、15ページ、18款寄附金、1項、1節一般寄附のふるさと納税7億円の件です。総計は15億円予測しているということでした。11月末実績は10億9,200万円、今回補正しているのはほぼ実現可能な数字であろうということで計上されたようです。

歳出の件、18、19ページの総務費の13節委託料、弁護士訴訟委託料951万3,000円は、鶴海荘訴訟が結審したことによる弁護士に対する報酬のようです。同じく18、19ページの18節備品購入費、ドライブレコーダー購入費2万円ですが、一斉設置の必要性があるのかということ、またこういうものは当初予算に計上するべきではないかとの意見がございました。

20、21ページ、8目安全対策費、19節負担金補助及び交付金、防犯灯設置の補助金の件であります。5月議会の補正で450万円、それにこのたび50万円を追加補正したということです。特段の予定箇所はないようですので、要望が上がれば直ちに対応できるための予算ということでした。

国道250号の日生町の梶谷・浜山間の危険箇所であるということで従来からいろいろ要望も出ているようですが、本件については国道の街路灯での設置基準が認められてないということで、防犯灯でどうかということでしたが、皆さん御承知のように、防犯灯としては受益者負担金が、各町内会が負担することになっていますが、このように地域と地域間の設置場所で、要するに受益する住民と設置箇所が異なる場合、やはりそれを誰が負担するのかということについてはなかなか難しいということの中で、こういうケースの場合には設置基準の特例を設けるべきではないかということ、また国道であっても街路灯ということで何か工夫はないかという意見がありました。それに対して執行部は、まちづくり部と今後協議してみたいと、そういう中で県との協

議もしたいというような答弁でした。

次に、まちづくり部関係ですが、歳入については別段ありませんでした。

歳出について何点かございますので、報告します。

まず、32、33ページの6款農林水産費の農業振興費、19節負担金補助及び交付金、青年就農給付金の300万円の件です。本件は、45歳未満で就農計画を出していただいてそれを認定した者に対して150万円を5年間にわたって支援するという制度です。現在、新庄地域、寒河地域から2の方が申請され、認定されたもので予算化しているということでした。

次に、36、37ページの土木費の公園費、15節工事請負費です。先ほど説明もありましたが、久々井運動公園テニス場施設設置工事の2,650万円の件です。この件については先ほど説明があったように、来年の夏の高校総体のソフトテニスの会場ということで観覧席の確保を設置する工事ということです。その工事はどこからの要請で今回予算化したのかということ、先ほどもありましたように、岡山県、高体連、全国の高体連からの要請で準備しているということでした。観覧席の設置工事については、仮設の場合には3分の2の県費補助が認められるが、恒久的な施設工事には補助金は皆無で、全額単市負担であるということ。それから、国体のときには別段今の施設で不都合はなかったではないかというようなことで、平素の利用実績は今の施設で十分であるので、大会時には仮設での対応が望ましいという意見、あわせて高校総体は国体よりも観客動員が大幅に多いそうです。そのような質疑応答がございました。そういう中で、先ほど初めて全体の配置図、全体の計画が示されましたが、所管事務が厚生文教委員会であり、予算が公園費の工事請負費であるということから我々の分科会での審査となりましたが、高校総体受け入れの全容について説明が不十分であるということで、所管の担当者をこの席に呼んではどうかという意見もありましたが、本日の総括という場がありますので、その場で十分に説明を聞き、慎重審議を行ってはどうかということで、我々の分科会では終わりました。

○守井委員長 主査からの報告が終わりました。

これより審査報告に対する質疑を行いたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を打ち切りまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、審査報告に対する質疑を終了いたします。

以上で総務産業分科会主査からの報告を終わります。

次に、厚生文教分科会の審査報告を願います。

○鶴川委員 それでは、厚生文教分科会での主な審査概要を御報告します。

まず、市民生活部、保健福祉部関係です。

歳入は特にございませんでした。

歳出について、総務管理費について、臨時雇い賃金でバスの運行計画はということで、日生から閑谷学校を無償で運行と、日曜、祝日の5日間運行で運転手は5名であるということです。

続いて、児童福祉費ですが、給料がマイナスとの調整だが、保育園の運営において現場の臨時保育士とのコンセンサスはとれているかとのことですが、現場で十分話し合いをしており、コンセンサスはとれているということでした。

幼保一体型施設整備費での補償金の明細と支払い先はということですが、これは建物の場所が確定したということで、既存の電柱4本移設、おおむね1本当たり80から100万円、支払い先は中国電力西大寺営業所であるということです。

続いて、衛生費の清掃費です。塵芥処理費、ごみ焼却処理業務委託料での委託先はと、これは岡山市です。

教育費の保健体育費について、保健施設費での需用費の修繕料と備品購入費の施設整備備品の内容はということについて、修繕料は日生温水プール施設の雨漏りの部分と非常扉、体育館とプールの渡り廊下、プール内の壁塗装、それから施設整備備品はエアコンで、プール部分に3台、旧温浴棟部分に4台、これは据置型ということを設置するというものです。

次に、体育施設費で、施設管理委託料はどこの部分なのかと、これは日生温水プールの開設準備に関する業務委託、日常の巡回点検、清掃、水質の確保、ろ過器の管理、開設準備の運営計画等の策定等であるということです。

続いて、教育委員会関係ですが、歳入は特にございませんでした。

歳出については、教育費の小学校費、学校管理費の備品購入費で、機械器具備品をここで計上する理由はということで、伊部小学校に28年度に新入生1名が入学、これは特別支援学級に入学するために整備すると、当初予算では間に合わないためであるということです。

教育振興費での伊里小学校の頑張る学校応援事業の内訳はということで、文字指導シート5枚で4万円、フロアケース10脚で8万5,000円、色板(図形)2個で6万円、面積説明器2基で4万円、ボードシート10枚で10万円、読書教材9万5,000円、プリンター用インク4本で8万円、小学校、中学校それぞれ50万円ずつで合わせて100万円、伊里学園での使い道は各学校での協議をするということでした。

続いて、教育振興費の委託料53万7,000円はどんな事業かということですが、これは日生南小学校の予算で、木の伐採等の環境整備40万円、式典での交通誘導員配置13万7,000円であるということです。

次に、日生南小学校の跡地利用については、校舎は解体、体育館は避難所に指定されており、そのまま残す。4月以降、検討委員会を立ち上げて検討するという事です。

続いて、教育費の中学校費です。工事請負費、中学校費、全て今回の耐震工事は終わるのか、また国の28年度以降の補助金の動向はということについては、中学校は28年度で100%終えて、28年度以降、起債等がなくなるので補助率は減少ということです。

次に、学校管理費、中学校の体育用具等何か、これは点検により使用不可になった砂場、ハンドボールのゴール、バッティングネット等であるということでした。

以上、主な審査概要の御報告を終わります。

○守井委員長 主査からの報告が終わりました。

これより審査報告に対する質疑を行いたいと思います。

○川崎委員 日生温水プールの件で、ろ過器の管理とかなんとか出ていますが、設置二十四、五年かたっていますけど、ろ過器も大切ですけど、肝心のボイラーはどうなっているのか。修繕、修繕でまだ延命できますか。

○守井委員長 今は主査に対する質疑ということで。

○川崎委員 わかりました。そういう論議があったかどうか。

○鶴川委員 ここの補正予算の部分を審査させてもらっていますので、それはやっていません。

○尾川委員 地域振興費のバス運行計画が上がって説明があったわけですが、私の理解は、吉永から閑谷学校ではなく、日生からだったような気がします、そこら辺を確認したい。

○鶴川委員 私が説明を受けたのは、このとおりです。

○守井委員長 ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を打ち切りまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、審査報告に対する質疑を終了いたします。

以上で厚生文教分科会主査からの報告を終わります。

以上で分科会主査報告を終わります。

次に、総括的な質疑をお受けいたしますが、既に各分科会での審査を終えていますので、詳細な質疑をお受けできない場合がございますので、御了承願います。

それでは、御発言のある方は挙手を願います。

○川崎委員 先ほど言ったとおりで、ろ過器の管理というのが出ていますが、実際はボイラーなくして温水プールにはならないと思うので、肝心の温水プールは、大体あいう水ものは10年強が耐用年数で、それ以降は修理、修理とかで、20年もよくもっているというのが率直な感想ですけど、大丈夫でしょうか、来年4月から再開するなどと言っていますが、肝心の一番メインであるボイラーの状況はどうなのかということをお聞きしたい。

○藤原市民生活部長 今準備を進めて、点検等していますが、今のところは大丈夫だということ考えています。

○川崎委員 大丈夫というのは、1年大丈夫なのか、半年大丈夫なのか、5年大丈夫なのか、その辺の見通しはどのようなのでしょうか。

○藤原市民生活部長 運営していきながらも考えていくということになりますが、久々井も一緒ですが、燃料コストとかそういうものも含めて、どう今後コストを抑えていくかの中で考えていくんだろうということだと思います。

○掛谷委員 備前市総合運動公園の観覧席、きょう整備計画の全体がわかりましたが、2点お尋ねをさせてほしい。仮設スタンドと立ち見段という新たな、前からあったのかわかりませんが、

安全上、仮設スタンドがちょうど中央のところに、北コート中央に仮設をつくる、それから立ち見段というもの、これ段をつくるための仮設をされると思いますが、どういうことになるのか。

上の北コートの5段ぐらいつくろうと言っていたと思いますが、この辺の変更もあったと思いますので、説明をお願いします。

○藤原市民生活部長 まず、立ち見段ですが、現場は御存じのとおり両方へ応援合戦というようなものもありますので、極力なだれ込んで危険ではないような形で、ここへ何段のものを組むということは仮設であろうが無理でありますので、1段通路をとって、それから立ち見の仮設を設置するというような形で、なるべくそこへも応援合戦、100人以上の応援合戦、学校関係者だけであると思いますが、最低限をここへ設置するというようなことで考えています。

それから、北コートの北側の工事ですが、最低500ぐらい、それ以上あればいいですけども、今後詳細設計でそれを詰めていくと思いますが、このぐらいは確保したいということでここへ書いて、総数も含めての勘案ということで御理解いただければと思います。

○掛谷委員 立ち見段というのは、1段だけあるわけですか、2段ですか。高さはどうですか。

○藤原市民生活部長 1段だけです。立ち見をして、あとはその下へ、ずっとそこで見てもらうと、安全に見てもらおうということでの、立ち見段ということで考えております。

○掛谷委員 仮設スタンドであれば県の補助金が3分の2出て、3分の1は市が持つということを知っており、上の段が減ったのかと、常設の案が。トータル、いわゆる単独で出す市費、それから県費、この補助金があるわけなので、そのあたりは最終的にどうなるわけですか、この案では。

○藤原市民生活部長 今予算をいただいている2,650万円と仮設でどのくらいかというのがありますが、仮設についても無条件で県がオーケーというわけではありません。全体像で考え、これから協議ということになるとと思いますので、全体の市費というのはまだはっきりとしたものはつかんでいません。

○掛谷委員 ということは、確定をして、また委員会でわかれば出されるのか、次の定例議会で出すのか、その辺あたりはどうですか。

○藤原市民生活部長 当然当初予算のほうへ盛り込むということになるとと思います。

○橋本委員 この備前市総合運動公園のテニスコートのスタンドの件ですが、これ予算が土木費、それから都市計画、公園費で、それで総務産業委員会の所管と。今中心になって説明されるのが市民生活部長と。だから、所管の部分の委員がここで突っ込んだ質問をしなければならぬ。一体全体これどうなっているわけですか。市民生活部長は総務産業委員会には出席して説明していないわけでしょう。これ執行部はどのように考えているのか、こんなことは極めて異常だと思えます。そこら辺の基本的なことについてお尋ねをしたい、まずは。

○高橋まちづくり部長 私どものまちづくり部の公園のほうへ入れたというのは、あくまでこの施設そのものが恒久的なものだということで、設備の一部ということで私どもの工事請負費へ予

算計上したということです。

予算はそういうことですが、目的は高校総体の関係ということで、予算的な部分でちぐはぐいたしますが、総括の中での説明で何とぞ御理解を賜りたいと思います。

○橋本委員 それならば、市民生活部長が総務産業委員会にも出席をして、きっちり説明しておくべきだったと思います。しかし、それをもうぼやいても仕方がないので、私たち厚生文教委員のメンバーは、オブザーバーみたいな格好で一応現地を視察させていただきました。そのときの説明では、北コートの、ここで言うBブロックのさらに北に通路との間に5段の常設の観客席を設けると、しかも、この5段には1, 500人収容だという説明を我々受けたわけです。ところが、きょう来てみると、全然それとは違う計画書が示され、今回工事提案箇所は3から4段で、最低500人だと。1, 500人が一気に500人になったり、それから、間には仮設スタンドという話もあったわけですが、これ我々が聞いたときと、きょうまでのこの資料をいただくまで何か執行部のほうで変更があったのでしょうか。それとも私らが聞いた説明が間違っていたのでしょうか。

○藤原市民生活部長 5段、3段、4段、大体この幅で最低は500人ぐらいということで、詳細設計の中で、あの斜面ですから、できればそれは多ければ多いほどよろしいわけですが、ことし行われた奈良は、聞くところによると11段組んだとか、まあこれは仮設でしょうが、平地でしょうけれども。その中で、競技団体とか県のほうからも観客対策を頼むということで、この前も専門部会で来られていた方にも言われましたが、設計の段階で多いほどいいということもあります。予算の関係とか、それから構造的な問題とかもあります。最低はこのぐらいは観客数を確保したいということでの幅ということで考えていただきたいと思います。

○橋本委員 確かに、たくさん収容できればいいというのはよくわかります。わかりますが、これ最初の我々が現地でいただいた簡単な概略図を見ると、車道までとの間でかなり余裕を持たせて5段を組むと。私ら、こんな5段もこれで組めるのかなど。果たして、これ5段で組んで1, 500人も収容できるのかという思いはありましたが、そういう説明を受けたわけです、確かに。ほかの人も受けました。それが、きょう来たら500人と、余りにもずさんなこれが計画ということを指摘したいが、この絵図面を書いたのはどなたですか、まちづくり部ですか。

○高橋まちづくり部長 この図面を書いたのは、まちづくり部の担当ので書きました。

○橋本委員 そのときには観客数を1, 500人ぐらいの想定でこれを書かれたわけですか。

○高橋まちづくり部長 当初この予算要求段階では、この5段という形で作成しています。

○橋本委員 1, 500人が一気にきょうの段階でこの部分で500人と変更になるのは、市民生活部とまちづくり部と協議をして、いやあ、そりゃ1, 500人もとれないと、せいぜい500人ぐらいだと、しかも段も3から4段にしようという話になったわけでしょうか。

○藤原市民生活部長 現地でも委員会の皆様方に御説明した中でいろんな意見をいただき、ここへ通路をもうちょっと広いほうがいいぞというような形もありました。ですから、インターハイの担当課としては、極力、たくさん来るんだ、たくさん来るんだという恐怖概念といいますか、

そこらあたり要望がありましたので、できるだけという形で当初は書いていただいていたのですが、最低これだけは確保してほしいということで、全体像の中での位置づけというような形でお出したと。また、予算をいただきましたら設計を詳細にいただき、御意見等も踏まえて、安全性、それからデザイン等もありませんが、その中で極力たくさんの観客収容と、後に残ったの利便性というものを総合的に考えたものをつくっていくということになると思います。

○橋本委員 それから、先ほど応援合戦があると言われておりましたが、我々が最初聞いたら、テニスは紳士のスポーツだから応援合戦はやらないというような言い方をちらっと聞きましたが、それはやはり、やるという前提で計画を練られているわけですか。

○藤原市民生活部長 応援合戦というのは、紳士のスポーツ、ソフトテニス、ハードテニスが紳士のスポーツではないとかという意味ではなく、ソフトテニスとハードテニスというのはもう根本的に感じが違うというのを、テレビは余りしないかもしれませんが、会場等で見られたら、100人以上の生徒、補欠の方であったり、父兄の方であったり、両方へ分かれてやり合うというような形がソフトテニス、数も少ないですが、前の国体、備前市が会場になったわけですが、それがハードテニスということで、ちょっと雰囲気が違うという感じです。

○橋本委員 先ほど総務産業分科会の主査の報告によると、仮設での対応が望ましいという意見もかなりあったと。我々が聞いたのは、仮設は不可能だと、安全上、仮設スタンドはだめなんだというふうに聞いたわけですが、ここら辺は執行部のほうでは統一されていますか。仮設はやろうと思えばできるのか、あるいはもともとそんなものはできないのか、そこら辺についてお尋ねをします。

○高橋まちづくり部長 北コートは傾斜地の中で仮設を組もうとすれば、ある程度水平に地ならしをする必要があること。それから、ある程度設置する部分、基礎部分はコンクリート基礎等が必要になります。そうしますと、あの斜面を切り取って、なおかつ基礎をするということになると、本来仮設部分ではなく、本設にしたほうが経済的ではないかということで、この件については、関西の最大手であるこのスタンド等の仮設を組むところにも協議して、そういう技術的なこと等も検討して、結果としてできないことはないですが、かえって非常に割高になるという判断をしています。

○橋本委員 結構高くつくが、仮設スタンドもできなくはないと。だけど、その仮設スタンドでもしやる場合には3分の2の補助金が県から出されると、つまり市は3分の1の負担で済むということになると、これは常設と仮設と大いに案を検討すべきだと思いますが、我々が聞いたのは仮設はだめだと、無理だと、安全上、そのように聞いたもので、現地でね。それだったら、もう一遍一から戻ってこれを検討すべきではないかと。それから、収容人員も含めて、何か二転三転している。どうもしっくりいかないと私は思っているわけです。

○田原委員 今の関連ですが、仮設でやはり若干の土木工事も含めての仮設ということであるならば、当然跡地利用も利用できるわけで、むしろ仮設で、3分の2補助をもらってやって、あとはうまいことそれを活用するのが私は得策だと思います。

それから、やはり今橋本委員が言われたように、あそこがだめということでありましたが、いずれにしろ、仮設でしたらこれだけという数値について我々示されていません。先ほど若干の土木工事が要る仮設ということなら、かなりそれも、それと自前でやるのというたら、その差の比較もして、どちらが得か考えたらいいと思いました。

もう一点は、先ほど1,500人という話も、それがいつの間にか500人になっているわけですが、500人対応の設置工事ならむしろ工事費は下がると思いますし、先ほどの仮設との比較もしたら何かいい案が出そうな気がします、部長、どうですか。

○高橋まちづくり部長 先ほども言いましたが、ここへ仮設を組むとすれば、かなり階段状に土を切って、そこへ基礎としてのコンクリートを打ち、当然簡易な擁壁も要るでしょう。であれば、仮設をする部分の土木工事があれば本設に近いものができるという判断をしています。

それと、仮設を組むから無条件に3分の2くれるのかといえば、疑問な部分もあると思います。そこまでして無駄な仮設をするのであれば本設にしてくださいという話になるかもわかりません。これは、かもの話ですが、仮設と名がつけば全て補助になるというのはいささか疑問な部分もございます。

それと、やはり我々も予算要求するときに、詳細な設計をして確保していけばきっちりしたものが設計上でできればいいですが、ある程度の高さと勾配だけで、状況を5段という形で設計しています。実際現実になれば、立木とかそういうものもあります。そういう詳細な部分をやはり今後詰めていく必要があったという部分では反省点です。皆さんに判断していただく上で、非常にそういう部分での不信感を与えてしまったということは我々担当者の責任ということで、深く思っています。今後はそのようなことのないように、きっちりしたいと思いますが、先ほど言いました最低限の観客数500はしたいということで3から4段と。しかしながら、詳細設計をして、可能であれば5段、1,500に近づけたような形で今の予算内で執行させていただきたいと考えています。

○田原委員 要するに土木工事を含める仮設ということは、3分の2の補助がもらえるかどうか疑問だということもよくわかりますが、それは協議の余地があると受けとめます、少なくとも私は。

それから、あの説明以後、今回、5段が3段から4段になったかもわかりませんが、常設で3段か4段ということで常設にしたら2,650万円がかなり節約できるというふうに単純に思いますが、そのあたりはどんなですか。

○高橋まちづくり部長 確かに、測量した結果、3段、4段にすれば2,650万円が安くできるかもわかりませんが、あくまでそれは500人の最低限の客数を確保するためのものです。当初言ったように、最低500なので、予算内でそれ以上の客数が確保できるのであれば、4段が4.5段になるのか、5段になるのか、長さ的なことになりますが、そういう形で確保していきたいと考えています。

○藤原市民生活部長 先ほどの高橋部長の話の中であった補助の件ですが、仮設といえば鉄パイ

プを組んで立ち上げてという形になりますので、過剰などといいますか、急斜面のほうへ基礎をして、それから当然それを後で撤去するということも総合的なものでそういうものを含めて、仮設というのは撤去しますから、その中で補助がいただけるかといえば、県と協議もした中ではなかなか難しいと私は判断をしています。

○田原委員 それは当然だと思いますが、コンクリートでちゃんとした基礎まで仮設の経費に入れられないのかもしれませんが、その辺は方法もあって、やはり仮設を置くための若干の地ならしぐらいのものはということで、行政手腕の問題ではないですか。

それから、最低500人確保ということであるなら、500人確保の常設と仮設との差というのは余りないと思います。やはり、こういう方法したら仮設でこれぐらいでいけるというような数字もやはり示されたほうがいいと。というのが、我々が一番市民から言われるのは、一遍きりのことではないかと。なら、仮設でいいというのが一般市民感覚です。そういう中で、何かいい落としどころがあればというのが正直な疑問です。どちらの部長でも結構です、どうぞ。

○藤原市民生活部長 一遍きりということではありますが、中国大会であるとか、それからまたインターハイなんかも今ブロックでやっていますから、9年に1度は必ず来る。またソフトテニスが来るとは限りませんが、その都度仮設をして撤去してというお金を繰り返すという中で、今西日本最大から第2位ぐらいになったかもしれませんが、当然テニス関係はまた今後とも来るところがあつて、関係対策というようなところをこういう機会を持ってしておくというのは、将来的な備前市の体育関係の維持というか、向上というか、進展というか、損にはならないのではないかと考えています。

○川崎委員 うちのほうはつくるということが重点で、余り運用面、利用面がどの程度頻度にあるのかということで、いただいている資料では、27年度が1,000人以上観客が来るのが9回、28年度は総体がすごい数ですが、これ入れまして3回ほど予定があるということですが、3回ぐらいなら仮設がいいのかと思ったり、逆に5回から10回程度、27年度のようにもう12カ月のうち期間的には集中するにしても相当の回数をやるのであれば、やはりより気持ちよく、選手の保護者含めて応援団が気持ちよく久々井に来ていただくという意味では常設がいいと思います。ですから、たまたま27年度がこれ10回近く、今常設で1,000人ぐらいでしょう、この図面、きょう初めて見るわけですが。既存のが今1,000人ぐらいで、今度新設して500人ほどふえるということで、1,500ということでまだまだ2,000人も3,000人も来るような、ことしであれば協議が行われているようですから、今後はどんなですか。もう28年度、3回ぐらいが1,000人超えるような催しがあつて、27年のようにふえることないのか、もう常時このまま次の何か、総体、何年に1回来るのかよく知りませんが、尻すばみにもう年に1回か2回しか1,000人を超えるような大会というのはなく、その辺がはっきりしないわけですよ。現地でも現場をどうしよう、こうしようばかりで、うちのほうはつくるほうばかりで、運用面でどういう利用頻度があるのか余り詳しく聞いていないので、過去の実績と今後の見通しで1,000人を超える大会というのはどの程度年間通じてあるのか、明確にしていた

だきたい。

○藤原市民生活部長 今後の大会ですが、この前も大会決定までの歩みということで、まだ文化、スポーツが教育委員会にあったころですが、24年12月に開催の意向をうちが回答し、それからソフトテニス競技の開催の承諾、向こうからの打診、高体連、岡山県から打診があって承諾をしたという流れの中から、備前市は安全・安心の大会運営をしますという決意、覚悟を持って申請をしたということであろうと思います。

ですから、今川崎委員が言われたように、この大会、国体は硬式でしたが、安全・安心の運営をされましたと、十分な観客対応もされましたよというようなことがあれば、高体連、それから全国の高体連のテニスの関係というところから、またほかの実業団等もありましようが、そこらあたりがよりスポットを浴びて、大会の誘致というものは進んでいくと私は思います。

○守井委員長 部長、利用計画についてという質問があったと思いますが、例えば、決まっていなないのであれば決まっていなとか、28年度、29年度、その点についての回答を願います。

○藤原市民生活部長 利用計画という面では、私が知っている限りでは28年にインターハイがあるということで、その後どうか、具体的なものはわかりません。

○川崎委員 ですから、この27年度を見る限り、私もこういうスポーツはいいことだと思いますが、余り大会に参加したことがないので実感がないので、結局1,000人を超えるのは9回も催しをする予定でしょ、ことし。しかし、来年になるともう途端に1,000人を超えるのはたった3回と。だから、28年度、来年以降1,000人を超える催しというのは、予測というか推測がつくのかどうかよく知りませんが、27年度ぐらいあればもう絶対常設でやるべきだと思います。ところが、28年度の3回、それ以降はもう年に1回しか1,000人を超えるような大会はないということであれば、もう仮設で十分ではないかという、1,000人の今常設であるわけですから、1,000人以下でしか催しが行われていないのであれば、それで十分ではないか。ところが、27年のようにとんでもない回数を1,000人以上、観客席が足りないということであるならば常設だと。そこがはっきりしないまま、何かずるずると高校総体があるからというて、高校総体は9年に1回回ってくるわけですか。だから、備前の久々井に何十年に1回しか回ってこないのであれば仮設で十分だということですよ。だけど、27年度のように、何か2,000人、3,000人というて、9,000人というて来ているでしょう。

〔「延べ人数、大会は何日間」と呼ぶ者あり〕

そういう意味ですか。1日ではないのか。実際は、高校総体だけが1日の観客数としてはもう今の常設の1,000人を超えるような観客が来て、大変だということですか。

○藤原市民生活部長 当然高校総体が1日平日6,000人、延べで五、六万人ということですから、一番多いということで考えています。

○守井委員長 川崎委員、高体連のところは、その他のところへ、6回大会が入っているから年に4回という形ではなく、それは足す5をまだ入れないといけないということだけ理解していただけますか。

○川崎委員 もう一つ、期間の、これで割ったら1,000人を超える大会というのはほとんどなくなる可能性がありますね。私そこまで、運営のことまで頭になかったから、1,000人以上必要だという説得力とか納得する必要はないとか、高校総体だけでしょう。だったら、高校総体だけならもう仮設で十分と言いたい。

○藤原市民生活部長 今回の総体に視点を置いているというのは、もう紛れもない事実です。ですから、繰り返しになりますが、観客等、大会運営に万全の運営をしてほしいというのは、うちのほうの手を挙げてからの視察等でも言われたと、要請があったというところがありますので、それなら仮設ということで、あの斜面しかない。南のほうへの仮設というのは、ちょっと検討したわけですが無理だということで、北がメインコート、応援合戦等含めてのB、Cがメインということの中で、ほかの大会というのもありますが、今回スポットを当てたときに同じ仮設でお金をかけるのであれば、この常設の中で、常設をさせていただいての計画をさせていただきたいということでのお願いです。

○川崎委員 上を見る限り、ソフトテニス中国大会というのは、3で割っても1日3,000人来てきますよね。それから、高等学校新人ソフトテニス大会というのもこれ2で割ったら1,600と結構多い人数だということで、今1,000だったら五、六百足らないから500つくりたいというのは率直によくわかる。こういう大会は、これも何年に1回。たまたま27年度だけであって、そこら辺の説明が全然、我々は現地の説明だけで、運用が全然わからないわけです。

○藤原市民生活部長 10年前の国体のときもそうであったように、その前年の大会はプレ大会をして、その施設がどうかというのを見たい。それから、そこで戦いたいというのがありますので、プレ的なものを26年度は、ちょっと私も詳細はわかりませんが、そういうもので多くなっているという現実はあると思います。

もう一点、雰囲気というものがありますので、皆さんのタブレットへ前年の奈良の大会を議会事務局に入れていただいていますので、休憩時等でその応援合戦といいますか、観客の雰囲気というのを見ていただければ参考になると思いますので、よろしくお願いします。

○守井委員長 動画があるようなので、暫時休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午前10時43分 再開

○守井委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

○尾川委員 委員から一部意見は出ましたが、どうも最近予算と所管とか、どうも複雑にしているのか、なったのかわかりませんが、その辺は誰が取り仕切っているのか、部長の中で。その辺で、調整して、縦割り組織だけど、計画するのと予算をつけるというところはやはり同じでなければ、審査するのに、どうもスムーズにいかないわけです。その点改善してもらいたい。誰がそういうことを決めるというか、要するに優先権を持っているのかどうか知りませんが。組織があれば誰か優先してそういう問題は割り振りする人がおるでしょう。

○有吉市長室長 私が適任かどうかわかりませんが、尾川委員おっしゃること、橋本委員がおっしゃることはよくわかりますが、多分これは総合運動公園ということで、以前から都市公園ということでその所管はまち整備課だったと思います。今は文化スポーツ課ですが、教育委員会の市民スポーツ課にあったわけで、同じようなことにもなっていたと思いますが、顕在化しなかったのちよっとよくわかりませんが、そういうことのやりとりの調整がうまくつかなかったと思いますので、今回も一応多分事前には説明等もあったので調整していると思いますが、委員おっしゃいますように、十分調整ができていなかったと思いますので、所管は変えられないと思いますので、何とか現実的にうまく説明できる方向を考えていきたいと思います。

○尾川委員 私はね、これはちょっと違うかもわかりませんが、旧アルファビゼンの市民の説明会のときも疑問に思いました。というのが、それは財活で確かに市の財産であっても、まちづくり部からは誰も出席していなかったわけです。そういう説明を急に、まあ優秀な方がそろっているから、すぐバトンタッチしてもできると思いますが、やはり私ら普通の市民から考えたら、歴史的経緯を知った人が全く出ずに、ただこうです、ああですというて話をしても説得力も何も無いと思います。そういう絡みもあり、ほかに上げれば幾らでもありますが、あんたら組織の、オーケーするからと言われるかもわかりませんが、そういうところをもう少しやはりそっちの担当者も本気で言えばまた言葉が悪いが、要するにもう少しきちとした形で、今さっきの話を聞いていたら、予算やらアバウトな、最初の計画からはや変わって出てきているというような、そんな審査をするということが、私個人的には疑問なような気がする。何にもそれは予算ではないがなど。計画がぐらぐらして、まだこれからきちっと固めてから来てくださいと、私は個人的には言いたい。何か意見があったら。

○有吉市長室長 尾川委員がおっしゃいますように、予算の内容についての不整合みたいなことは、私も今意見を聞きまして、若干思いました。ただそれは事前の内部的な打ち合わせの詰め甘さということだろうと思いますので、その辺気をつけてまいりたいと思います。

それから、アルファのことも申されましたが、一応職員間では十分引き継ぎをした上で責任を持って会議を招集しているわけですが、そのように感じられたということですので、今後の議論についてそういうことのないように気をつけてまいりたいと思います。

○尾川委員 ぜひ市民に説得するのなら説得するようにできる、あるいは議員に説得するのなら議員に説得するような形の説明というのがあると思います。もうぐらぐらしたら、ほんならちよっとおかしいんじゃないの、待てということになりましょう。そういうことです。とにかくいろいろ細かいこともあるけど、もっと組織的な問題とか、あんたらが一番よく知っていると思う。おかしいと思いつながら、仕方ないからやっているというのはわかります、見て。だけど、それを少しでも修正かけてもらわないと、給料泥棒になるよ。

○有吉市長室長 委員おっしゃることを今後の参考にして、いろいろ貴重な御意見として受けとめたいと思います。

○川崎委員 そういう混乱が起こる原因は何かと思って冷静に考えたら、予算決算審査委員会と

いう委員会をつくっているわけだから、もともと分科会などつくり、一般会計についてはここで全員で執行部が全部来てやれば、そういう所管ということを行わなくてもいいわけで。予算決算審査委員会という全員でやろうという委員会でありながら、分科会でやっているところに半分しか所管のこと以外は聞けないというか、そういう状況になっているので、私は組織的な矛盾を解決するためには、予算決算審査委員会をつくっているわけですから、私はぜひ議運でこれは今後どうするのか、分科会方式の欠点が出ているわけですから、私は全員で一般会計については担当部長、担当課長も全員出席して、慎重に一般会計予算についてはやるのが本来のこの予算決算審査委員会の機能強化のために必要なことではないかと。分科会などというのはなぜ出てきたのか、私にはこういう議論を聞きますと理解できていません。いかがでしょうか。

〔「それは執行部に対する」と呼ぶ者あり〕

いやいや、執行部も組織的な矛盾を感じているわけだから、執行部はどう考えているのならと……。

○守井委員長 暫時休憩。

午前10時47分 休憩

午前10時50分 再開

○守井委員長 委員会を再開いたします。

○森本委員 この運動公園、常設の金額は出てきていますが、仮設の場合、市の持ち出しはどれぐらいになるのか教えてください。

○高橋まちづくり部長 同じことを繰り返すようになりますが、基本的にはその仮設を組むのにも擁壁等、コンクリートが要りますので、本設と同じような形の工事費が要ると。なおかつそれに仮設の観客を持ってくる部分だけが上乗せぐらいになるというような試算といますか、きっちりを出していないですが、そういう比較を我々はしています。

○森本委員 ということは、もう今回やはり安全に変えていただくのが一番なので、そういう観点からやはりもう常設がいい、今後も大会として使っていくし、常設していれば、また大会が開かれる可能性もふえてくるから常設のほうが良いというふうに判断されたと受けとめていいわけですか。

○高橋まちづくり部長 おっしゃるとおりで、仮設はもういずれ大会が終われば撤去すると、常設であれば、やはりそういう観客も施設が充実することによって新たな大会の誘致とかそれからいろんな合宿での選手がたくさん来てくださるとか、そういう部分で、施設の整備を図ることによって新たなテニス人口もまたふやしていただいて、なおかつ備前にもどんどんテニスをしに来ていただきたいという思いでいます。ですから、森本委員のおっしゃったとおりだと思います。

○守井委員長 大分この公園費について質疑が出ていますが、ほかにまだございますか。あるいは、その他、ございませんか。

○石原副委員長 運動公園の件ですが、先ほど委員のお一方おっしゃいましたが、市民の皆さんがこのことを捉えたときには、やはりその根底には少しでも市の負担を軽減する措置がとれるの

であれば、仮設がベターという御意見は大勢の方が持っているとは思いますが。その中で技術的なことであつたりの話がありましたが、目的は理解できます。大勢の方が来られる、皆さんを受け入れる体制を整える、そこは理解できますが、1つお尋ねをしたいが、この観客席を整備することのこれまでの検討の中で、あの斜面もこの間見させていただきましたが、ちょっと急ではあつても、いい感じの斜面でありますので、例えばですが、その議論の中で、もう仮設等の、それから常設も座席を整備せず、あの芝生のままで見ていただくということは議論されなかったのか。例えば、野球場ですと、外野席は入場料をいただきながらも芝生のままで熱い応援合戦が繰り広げられますが、芝生のままで観客の方に見ていただくようなケースも多いと思います。ひとつ座席等はもう整備せず、あの斜面、植え込み等伐採した形で見ていただくというのはいかがかと、1つ方法としては考えられないのかという思いがありますが、その辺はどんなですか。

○高橋まちづくり部長 芝の観覧席も考えては見ています。そうした場合に、ある程度安全に通路ができる、あるいは芝観覧で十分安全性が担保できるということになると、市道部分で、あるいはのり下のテニスコート側にかなり大きな擁壁を設置し、芝勾配をある程度安全にしていくということになると、そのあたりで結構階段のベンチ的にする部分と変わらない、むしろ安全性を担保すれば、道路の安全性とか担保すればそちらのほうが割高になるというような形で、今回の案を提案しています。

○石原副委員長 今年度のもろもろの大会も資料として出ていますが、一番大きいのがソフトテニス中国大会だと思います。そのほかにも多くの大会が開かれていますし、これからも開かれるということで、これらの大会の中で恐らくメインとなるのは南のコートだと思いますが、ここで上がっている北のサブテニスコートは、例えば今年度ですとどれぐらいの頻度で大会自体に使われているのか、北サブテニスコートについて。

○藤原市民生活部長 主なソフトテニス大会で、中国大会であるとか、岡山県の予選であるとか、そこらあたりについては団体戦等ありますので北は必ず使っていると思います。

○石原副委員長 県の補助のあり方、規定もありませんが、例えば今回備前市でソフトテニスを開催するに当たり、斜面への仮設の設置が技術的な面とか、それから費用の面で問題が大きい中で常設を備前市として選択をしますということで、岡山県のほうはもう、そういう現場の状況等ありながらも常設について一切補助はいただけないわけですか。

○藤原市民生活部長 これも県のほうともたびたび教育委員会時代からいろんなシチュエーションを持って協議してきたとは聞いていますが、備前テニスセンターは県の施設ですが、今回計画している観覧席は市の管理区域内に施設することから市が整備してくださいという形で県のほうの回答は聞いています。

○守井委員長 よろしいか。かなりいろいろ出ていますが、いかがですか。

○山本（恒）委員 中山間の、45歳で5年間補助金という、これは嫁が仕事していてもどうもないわけ。

○守井委員長 33ページの青年就農給付金ですか。

○山本（恒）委員 2人ほどおったが、新庄、寒河の、そのような人がそんなに少ない給料でやっていって、結局は余り少なかったら、5年間言うたんかな、何か生活保護でももらわなければいけないような話みたいに私らが考えたら思うけど。

○高橋まちづくり部長 この就農については、就農計画を個人で策定し、提出して、その審査会において市のほうで5年間の収支を見るわけです。そうした中で5年間で自立しながら就農していただけるという計画の見込みのある方を認定するわけです。それで、認定した後、年間150万円という形での5年間になりますが、今後そういう世帯の中で、例えば奥さんが仕事へ出られる、御本人も兼業として仕事に出られる。その分で収入があった場合は、その収入部分は150万円の中から減額されていくというような形になるかと思います。ですから、今のお話であれば、最初のうちは専業ではなかなか生活ができないという部分でどこかにバイトに出ていくということについても、先ほど言いましたような形での、満額ではないですが交付されるということです。

○山本（恒）委員 これは普通に考えたら、5年間たったら田んぼを買ってしまうなければいけないと言うたりする。うちの辺でだったらひょっと買えるかもわからないが、普通寒河とか、新庄というようなところだったら、ただ書面がそろっているから補助金を出しますという感じになつとりゃへんのかな。

○高橋まちづくり部長 その審査会では、農業の専門知識を持った方、それから行政、県の方、普及所の方、いろいろそういうそれぞれの見地から審査して、5年後は就農、自立が可能だろうというような形の方を認定するわけです。そうした中で、農地等については、利用増進等、土地の貸し借りでも可能なわけで、必ずしも自分で土地を保有しなくてはならないということもありません。ある程度一定規模であれば、借りて営農していくというのも一つの方法です。

○山本（恒）委員 これは本当に書類の上手な、今備前市でも、計画性というか、こういう書類さえできたら何でも補助金が出て、文書をようつくらんところは全然正味することをしていても補助金がもらえないというようなのが多いのですが。どうもこれはよく書面だけではなしに現場も、それは見ている人は幾らでもおるわけでしょうが、そこらをぜひ気をつけていただきたいと思いますけど。

○高橋まちづくり部長 この就農については、やはり連絡を密にしながら状況を確認しながら行うということになります。ですから、例えば1年終了したときの収支等見て、2年目はいろんな指導もしながらいくということで、結局不正な受給をされたら補助金は返還していただくようになります。ですから、もう補助金目当てであれば、明らかにその時点ではもうわかるわけで、その部分については補助金を返還していただくという措置等もありますし、そうならないように、最初の営農計画に基づいてしていただくということは皆我々も含めてよく連携しながら進めていく必要があると思っています。

○守井委員長 大分質疑もしてまいりましたが、どなたかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を打ち切りまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第131号の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時09分 再開

○守井委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

本案に対し津島委員から修正案が提出されています。

修正案提出者の説明を求めます。

○津島委員 先ほど来いろんな質疑応答もあり、どうもはっきりしないようなこともあり、まだ日にちもありますから、一応このたびは修正して、あと拙速な予算をしないように、よく懐でぬくめて来年全会一致ぐらいで通るような議案を出していただきたいと思い、このたびは修正案を提出します。

また、6ページ、第3表中08土木費の項を削るというのを入れています。

○守井委員長 以上で修正案提出者の説明が終わりました。

修正案の提出者に対する質疑を行いたいと思います。

修正案に対する質疑がございましたら、挙手の上、発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を打ち切りまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、修正案の提出者に対する質疑を終了します。

以上で議案第131号に対する全ての質疑を終了します。

これより議案第131号を採決します。

なお、採決については、まず修正案について採決を行い、その修正案が可決された場合は、続いて修正部分を除く残りの原案について採決を行います。修正案が否決された場合は、原案について採決を行います。

それではまず、修正案について採決します。

修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、修正案は可決されました。

続いて、ただいま修正可決した部分を除く残りの原案について採決します。

修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員です。挙手多数であります。よって、修正部分を除くその他の部分については、原案のと

おり可決されました。

少数意見の留保される方おられますか。

(発言要求者なし)

以上で議案第131号の審査を終了します。

それでは、これもちまして予算決算審査委員会を閉会します。

皆さん、御苦労さまでした。

午前11時13分 閉会